

課外活動再開ガイドライン（2021.12月改訂）

※2021年12月1日以降適用

I 感染防止対策

1. 団体毎に、感染防止対策責任者（顧問教員／届出団体のみ）、感染防止対策担当者（学生）を置き、両者は、以下2～12が順守されているかの把握、確認をおこなうこと。

感染防止対策担当者は、以下のことをおこなうこと。

- （1）学生支援課からの指示・連絡があった際には部員（※）に周知すること。
- （2）活動の前に毎回、部員の健康状態の確認をおこなうこと。

※部員には、学生、社会人（学外）コーチ、他大学生等、活動に恒常的に参加する者を含む

2. 部員の健康管理

- （1）毎日（自宅出発前）検温し、その結果を保管すること。
- （2）行動記録をつけ、保管すること。
- （3）発熱、体調不良の症状がある者は参加しないこと。
- （4）**入部希望者についても**、上記（1）～（3）に準じること。

3. 基本的な感染防止対策

- （1）マスク着用。ただし、熱中症予防に気を付けること。
- （2）活動前後にアルコール消毒液等で手指の消毒を行うこと。
- （3）（部屋・屋内）密閉しない：可能な限り多く換気する。最低でも30分程度に1回は行うこと。
- （4）密集しない：密集しないよう人との間の距離は2m（最低1m）を保つこと。
- （5）密接しない：できるだけ、人との間の距離は2m（最低1m）を保ち、会話する時はマスクを着用すること。

4. 必要最低限の参加者数（少人数パート分け）及び活動時間を設定し、感染拡大防止に努めること。

5. 参加には各人の意志を確認する（参加は強制ではないこと。）とともに、保護者等の同意を得ることも考慮する。参加しない者への不利益な扱いは絶対にしないこと。

6. 参加者の感染が確認された場合は、活動を一時中止すること。

なお、感染者本人は感染防止対策担当者と保健管理センターへ連絡すること。

また、感染防止対策担当者は速やかに感染防止対策責任者（顧問教員／届出団体のみ）および学生支援課学生支援係[gakusei.gakusei@ynu.ac.jp]へ連絡すること。

7. 当面の間は、会食や合宿等を伴う活動は行わないこと。

ただし、活動において宿泊が必須である場合は、別途計画書を提出し、許可を得ること。

8. 感染の拡大を抑えることが大切であることから、課外活動に参加する者は、会食や飲酒を伴う懇親会等への参加は控えること。

9. 特に体育系活動を再開する際は、いきなり強度が高い運動から開始することは避けること。
10. 厚生労働省が開発した、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を推奨する。
11. 関係機関や種目関連団体が示すガイドライン、通知を順守すること。
12. ミーティング等については、対面にこだわらずオンラインの活用を講じること。

II 学内施設使用

1. 対外試合は3週間以上前に学生支援課に申告すること。
2. 試合等のため入構する学外者については、本学と同様の感染対策を求めること。
また、感染者発生時等に備えて他大学団体等の代表者と連絡を取れるようにしておくこと。
3. 更衣室、シャワールーム等の閉鎖空間の使用は可能な限り避けること。
使用せざるを得ない場合は、以下のことを順守すること。
 - (1) 人数を最小に抑え、基本的にシャワールーム個室を一室毎に空けて使用する。
 - (2) 複数人が使用する場合はマスクを着用し、会話は禁止し、可能な限り短時間で行うこと。
4. 活動終了後、共用している用具（パソコン、楽器、ボール等）や多数の者の手が触れる場所（机、ロッカー、ドアノブ、手すり、スイッチ等）をアルコール又は次亜塩素酸ナトリウムで適宜拭いて消毒すること。また、飲料水等のボトルやタオルの共用は禁止する。
5. 競技等を除き、接触を伴う活動、必要以上に大きな声での会話や応援は行わないこと。パート練習やグループによる練習は、原則として2m(最低1m)以上の身体的距離をとり、向き合わずに行うこと。また、試合等を主催する際は、身体的距離に留意し、競技場等の入場者数の制限を行うこと。
6. 呼気が激しくなる強度の高いスポーツ活動は、可能な限り屋外でおこない、より一層の身体的距離の確保をすること。
7. 体育館、文化サークル共用施設、体育サークル会館等の利用時は、常時又は定期的に窓の開閉やファン等による換気をおこなうこと。
8. 上記の状態を作れないと判断した場合は、速やかに計画を中止すること。

III 学外での活動について

学外施設で活動する際は、当該施設の新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる規則やガイドライン等を順守すること。また、他大学団体等と活動する場合は、学内施設使用と同様、感染者発生時等に備えて他大学団体等の代表者と連絡を取れるようにしておくこと。

IV 活動再開の手続き

1. 課外活動団体（届出・非届出共通）

「課外活動再開計画書（2021.3月改訂版）」を活動再開希望日の3日前までに下記担当に提出すること。

2. 個人単位の活動

学内施設を利用する場合は、下記担当窓口申し出ること。

【注意事項】

- ・緊急事態措置区域及び重点措置区域となった場合は、オンラインによる活動を原則とし、感染リスクの高い活動の制限又は自粛を要請します。
ただし、ワクチン・検査パッケージ（ワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認すること）の活用により、実施を許可することがあります。
ワクチンを接種できない学生に対して、検査が実施できない場合等は、学生支援係に相談をしてください。
- ・計画に変更が生じた場合は、すみやかに再提出して下さい。
- ・施設を共用利用している団体については、双方でガイドライン等を確認し合い、施設共用利用団体全体として感染防止対策を行う意識を持って下さい。
- ・ガイドラインが順守されていないと判明した場合は、活動停止、施設（部室を含む）利用許可の取消、物品等支援対象外など厳正に対処する。

担当：学務部学生支援課 学生支援係（学生センター2階）

連絡先：gakusei.gakusei@ynu.ac.jp